

学生ホール使用心得

学生ホール（学生自治会室・部室棟）使用心得

1 使用について

(1) 使用時間帯

午前8時15分から午後9時15分までとする。

学校閉鎖期間（夏季・冬季）は除く。

(2) 使用団体

本学学生の団体とする。

部室の割り当ては、学生自治会規約に基づいて行う。

(3) 使用手続

毎年4月に、学生自治会執行部（文化委員長・体育委員長）は部室を使用する団体名を運営委員会に書面で提出する。

(4) 使用の停止

施設・備品などを故意に破損する行為、公共の秩序風俗を乱す行為、及び本使用心得に違反した行為を行った場合、その使用停止の是非が審議・検討される。

2 施設の運用・保全

(1) 部室等の清掃は利用した学生が行う。

(2) 部室等の鍵は、運営委員会の承認なしに無断で取り替えてはならない。

(3) 個人的過失・課外活動による破損は当該個人あるいは当該団体が弁償する。

3 注意事項

(1) 火災防止のため室内での火気の使用は一切禁止する。

(2) 館内で営利を目的とする行為を行ってはならない。

(3) 不適当な履物（下駄等）を使用してはならない。

(4) 宿泊を目的として部室等を使用してはならない。

(5) 部室等で音出しをしてはならない。

(6) 共同で使用する部室は、使用後は原状回復を行う。

(7) 他の部同好会に部室の一部又は全部を転貸してはならない。

4 運営委員会

(1) 上記内容を円滑に行うために、運営委員会を設置する。

(2) 運営委員会の構成メンバーは以下とする。

学生支援委員会 学生自治会 使用団体

(3) 運営委員会の長は学生支援センター長とする。

(4) 運営委員会が必要に応じて、学生支援センター長が招集する。